

令和2年12月18日

令和2年  
第6回野洲市議会定例会  
発議書

野洲市議会

発議第3号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年12月18日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 立入 三千男

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 長谷川 崇朗

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

## 野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

野洲市議会基本条例(平成22年野洲市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「。以下「委員会条例」という。」を削る。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

### (3) 野洲市地域福祉計画

第11条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

野洲市議会基本条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次 【略】</p> <p>前文 【略】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる野洲市議会会議規則(平成16年野洲市議会規則第1号)及び野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号。以下「委員会条例」という。)を継続的に見直すものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第5条～第7条 【略】</p> <p>第2章 市民と議会の関係</p> <p>第8条 【略】</p> <p>第3章 議会及び議員と市長等の関係</p> <p>第9条・第10条 【略】</p> <p>(議決事件)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事</p>	<p>目次 【略】</p> <p>前文 【略】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる野洲市議会会議規則(平成16年野洲市議会規則第1号)及び野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号_____ )を継続的に見直すものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第5条～第7条 【略】</p> <p>第2章 市民と議会の関係</p> <p>第8条 【略】</p> <p>第3章 議会及び議員と市長等の関係</p> <p>第9条・第10条 【略】</p> <p>(議決事件)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事</p>

件は、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 野洲市総合計画
- (2) 野洲市国土利用計画
- (3) 野洲市人権施策基本計画
  
- (4) 野洲市子ども・子育て支援事業計画
- (5) ほほえみやす21健康プラン
- (6) 野洲市都市計画マスタープラン
- (7) 野洲市環境基本計画
- (8) 野洲市教育振興基本計画

第12条以下 【略】

件は、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 野洲市総合計画
- (2) 野洲市人権施策基本計画
- (3) 野洲市地域福祉計画
  
- (4) 野洲市都市計画マスタープラン
- (5) 野洲市環境基本計画
- (6) 野洲市教育振興基本計画

第12条以下 【略】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。